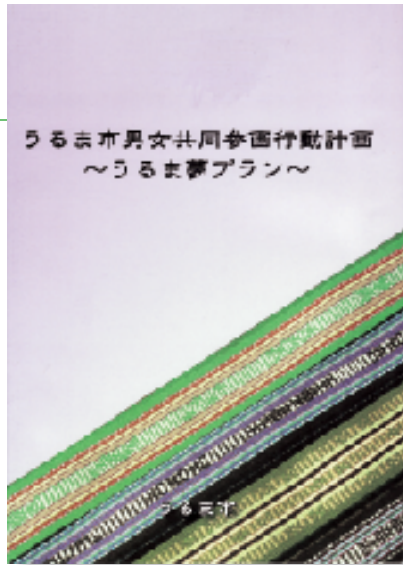


うるま市男女共同参画行動計画

うるま夢プラン

男女共同参画・交流課

☎ 0973-550699



なぜ計画が必要なの

地方分権の推進によって、地域の特性を生かした活力あふれるまちづくりが求められています。うるま市は独自のまちづくりを行うには、これまでの行政主導型では限界があり、行政と地域コミュニティや住民、事業所が互いに役割を分担し、連携することが必要とされています。

男女が、互いにその人権を尊重し、つと喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年9月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。また、平成において、平成19年3月、うるま市男女共同参画行動計画「うるま夢プラン」を策定しました。これを機に自分でできる男女共同参画社会の形成に向けて考えてみましょう。

計画の性格と内容

回参画社会の形成が必要であり、その実現に向けて、市民や地域団体、事業所、行政等が丸ごと取り組んでいかねばなりません。そのため、本市の現状や近年の国内及び国際的な男女共同参画関連施策の動向を考慮しつつ、施策や施策を明らかにした行動計画の策定が必要となるのです。

そのような市民主体の活力あるまちづくりを展開するためには、男女が互いに人権を尊重し、あいながら、責任をそれぞれ分かち合い、一人ひとりの個性と能力をのびのびと発揮できる地域をつくることが重要です。男女がともに政策・方針決定過程の場や家庭生活、地域活動に参画できる、そうした男女共同参画社会こそが、まちづくりの「振興」といえるでしょう。

ところが本市の状況をみると、政策・方針決定過程の場への女性の参画はまだまだ少なく、男性も家庭や地域社会への関わりが、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

活力あふれるまちづくりのためにも、男女共

- 本市にあり、男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開を示すもので、その実現に向けた目標と具体的施策を明らかにするものです。
- 合併前の計画を踏まえつつ、新たな行動計画として策定するものです。
- 男女共同参画社会基本法第9条、第14条第3項に基づき、地方公共団体の責務、市町村の努力義務として策定されるものです。
- 国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画」(第2次)や、県の「沖縄県男女共同参画計画」との整合性を図りつつ、本市が主体的に取り組む施策として策定されるもの。
- うるま市総合計画「との整合性を図り策定されるものです。
- 本市がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、市民並びに事業所・団体等、本市に暮らし、市民一人ひとりがそれぞれの立場で役割を担い、男女共同参画に向けて行動するための指針となるものです。